



裁判報告集会で勝利判決の意義を確認しました

年休裁判判決後、弁護団と原告が記者会見。その後、判決報告集会を開催し、判決の意義と5年間の闘いの意義を確認しました。

渡辺弁護士



年休は20日与えればいいのではない。希望した日にとるものだ。

5日前までわからないのは年休制度の主旨に反する・慢性的な要員不足を放置した時季変更は違法。判決は会社の誤りをはっきり認めた。



長島弁護士

年休が取れないだけでなく取りたいときにとれない・原因は要員不足なんだと正面からぶつかって勝った！すごい！東海労じゃなければできない裁判だ。



仲田弁護士

任務があって集合写真に入れなくて残念。高裁・最高裁まで共に闘い写真に収まります。

和光大
竹信名誉教授



JR東海は色々な仕組みを設けて年休が入りにくいようにしている。人間らしい生活がおくれない。判決も年休の意義を認めている。

5年という長い月日が経ちましたが悔いはありません。欲しいときに年休が取れるようになれば闘いは大きな意味があり社員に勇気を与える。5人の原告と弁護士先生・竹信先生に金メダルを！私は銅メダルでもいいです。



原告西村さん

会社がやり方がよくなかったと謝ればこんなに長くかからなかった。



原告廣瀬さん

勝てるか不安だったが良い判決が出た。職場も改善された。今後も頑張る。



原告木下さん

恒常的要員不足が認められた。休日出勤はもうできない。裁判の過程で水野君の加入が実現した。



原告斎藤さん

職場は今また年休が入らなくなっている。要員が不足しているのに臨時列車を走らせている。我々の闘いをユニオン組合員も見守っている。

約6年の闘いが報われた！栗山監督ではないが勝利を信じた力だ！涙が出る！万歳！！



原告今城さん



原告内村さん